

<ご留意事項> ロシアへの制裁強化等を受け、流動性が十分に担保できない可能性がある判断し、投資信託約款に基づき、2022年2月28日より、当ファンドのご購入・ご換金のお申込みの受付を停止しております。なお、当レポート発行日時点でお申込みの受付再開時期は未定です。

「ドイツ・ロシア東欧株式ファンド」の現状について

ロシアが2022年2月24日（現地時間）に、ウクライナに軍事侵攻を開始してから約2年が経ちましたが、いまだ戦争終結の兆しは見えません。

この不測の事態は、世界に混乱をもたらし、ロシア株式市場、更にはロシア株式関連ファンドにも影響を及ぼしました。

投資家の皆さまには、多大なご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

いま一度、「ドイツ・ロシア東欧株式ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）の現在の状況に関して、Q&A方式にてご説明申し上げます。

Q1. ファンドの状況はどうなっていますか？

Q2. 月報の「国別構成比率」を見ると、ロシアの割合が0.0%となっていますが、現在ロシア株式を保有していないということですか？

Q3. なぜ購入・換金できないのですか？

Q4. 換金だけでもできないのですか？

Q5. ロシア株式は一切取引ができないのですか？

Q6. ロシアとウクライナの戦争が終結すれば購入・換金の申込受付は再開されますか？

Q7. 購入・換金の申込受付を停止している状況において、どのような運用をしていますか？

Q1.

ファンドの状況はどうなっていますか？

A1.

当ファンドは、2022年2月28日以降ご購入・ご換金のお申込受付を停止しております（定時定額のご購入等、自動買付分のお取引も含まれます。）。

これは、西側諸国による制裁に対するロシア側の対抗措置により、ロシアが非友好国と指定する国（含む日本）の投資家によるロシア株式等の取引が実質的にできない状況の中、ファンドとしての流動性が十分に担保できず、将来投資家の皆さまの間での公平性を保てない可能性がある等の理由から、投資信託約款*に基づき判断したものです。

なお、当ファンドにおけるロシア株式等の評価について、2022年3月22日時点の基準価額より実質ゼロ評価としております。

* 投資対象国における非常事態（戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。

Q2.

月報の「国別構成比率」を見ると、ロシアの割合が0.0%となっていますが、現在ロシア株式を保有していないということですか？

A2.

当ファンドは現在もロシア株式等を保有しております（2024年2月末時点で、全62銘柄中ロシア銘柄は19銘柄保有）。しかし、ロシアの非友好国の投資家によるロシア株式等の取引が禁止されているため、妥当性のある時価の取得が出来ない状況が続いていること等から、当ファンドが保有しているロシア株式等の評価について、2022年3月22日時点の基準価額より実質ゼロ評価としております。そのため、月報においてロシアの割合を0.0%と表記しております。

なお、東欧諸国の株式については、従来通り、基準価額算出日の前営業日の終値で評価しております。

ご参考までに、ロシアのウクライナ侵攻前である2022年1月末時点で、ロシア株式等を49.2%保有しておりました。

※構成比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しております。
※実質的に株式に価格が連動する債券も株式に含めて計算しております。

Q3.

なぜ購入・換金できないのですか？

A3.

西側諸国による制裁に対するロシア側の対抗措置により、ロシアの非友好国の投資家によるロシア株式等の取引が実質的にできない状況が継続している中、ファンドとしての流動性が十分に担保できないためです。

ロシアの証券取引所は一時停止していた株式市場の取引を2022年3月24日より段階的に再開し、ロシア人やロシアの友好国の投資家による取引は可能となっています。しかし、ロシアの非友好国の投資家による取引については引き続き禁止されていることに加え、米国や英国等に上場している大半のロシア銘柄の取引も依然として停止の状態が続いています。

このように、ロシア株式等の取引が実質的にできない状況が継続していることから、引き続き当ファンドのご購入・ご換金のお申込受付を停止しております。

Q4.

換金だけでもできないですか？

A4.

ご換金のお申込みのみ受け付けることも検討しましたが、取引が可能な東欧諸国等の株式のみを売却した場合、ポートフォリオのバランスが将来大きく崩れる可能性があること、また、ファンドを維持するために必要な一定程度の流動性を確保することが難しくなる可能性があります。

当社は運用会社として、すべての受益者様に公平に対応させていただく義務があることから、現時点において当ファンドにおけるご換金のお申込受付の停止を継続しております。

Q5.

ロシア株式は一切取引ができないのですか？

A5.

西側諸国の制裁に対するロシア側の対抗措置により、ロシアの非友好国の投資家によるロシア株式等の取引は引き続き禁止されています。

なお、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が依然として継続していることから、西側諸国はロシアに対し、現在も制裁を強化しています。

Q6.

ロシアとウクライナの戦争が終結すれば購入・換金の申込受付は再開されますか？

A6.

ロシアとウクライナの戦争が終結し、ロシアの証券取引所の株式取引において、ロシアの非友好国の投資家による取引も可能となる等、通常の状態に戻った際に、総合的に判断いたします。

Q7.

購入・換金の申込受付を停止している状況において、どのような運用をしていますか？

A7.

前述の通り、当ファンドのご購入・ご換金のお申込受付を停止しているため、設定・解約に伴う業務は発生しておりません。しかし、東欧諸国等の株式部分については、通常通り運用を継続しております。

なお、現時点では当ファンドの純資産総額の大部分が東欧諸国等の株式と評価されており、その部分を運用・管理する対価として運用管理費用（信託報酬）を頂いております。

ファンドの特色

東欧株式マザーファンドへの投資を通じて、ロシア、トルコ、ポーランド、ハンガリー、チェコのいずれかで上場または取引されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 1 ロシア・東欧諸国(トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコ)の株式を主要投資対象とし、それらの国々の成長を捉えた運用の実現を目指します。

・ロシア・東欧諸国(トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコ)を、以下総称して「主要投資対象国」ということがあります。

・主要投資対象国に加え、ウクライナ、エストニア、オーストリア、カザフスタン、ジョージア、スロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア(以下総称して「その他投資対象国」ということがあります。)にも投資する場合があります。また、主要投資対象国及びその他投資対象国以外の国にも、DWSインベストメントGmbHが実質的に主要投資対象国及びその他投資対象国に該当すると判断する場合には、投資することがあります。

・投資対象には預託証券等が含まれます。預託証券とは、ある国の株式を海外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。(2023年12月末現在)

- 2 マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

- 3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 4 ファミリーファンド方式で運用を行います。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<ご参考>ロシアの株式ならびに預託証券等(以下「ロシア株式等」)の評価について

2022年2月28日(現地時間)以降、ロシアの証券取引所が株式取引を停止し、また米国や英国等の海外市場もロシア株式等の取引を相次いで停止したことを受け、市場の流動性が大幅に低下している中、実勢を反映した時価の取得が困難な状況となっております。そのため、多くのロシア株式等について、ファンドの基準価額算出に使用する時価には対円での為替変動のみが反映され、ロシア株式等の市場実勢が反映されていない状態が続いております。

その後もロシア株式等の取引が事実上困難な状態が継続し、妥当性のある時価の取得が出来ない状況が続いていること等を受け、2022年3月22日時点の基準価額から、当ファンドで保有するロシア株式等の評価を「実質ゼロ評価」といたしました。

なお、当資料基準日時点においても前述の評価を継続しております。

※当資料基準日時点においても継続して取引が行われており、妥当性のある時価の取得が可能と判断される一部のロシア株式等については、従来通り、基準価額算出日の前営業日の終値で評価しております。

※ロシアの預託証券等(以下、「DR」といいます。)については、ロシア政府が国外での流通を原則禁止しました。

これを受け、発行体であるロシア企業の一部は、DRを普通株式に転換する作業等を行っています。

当ファンドが保有するDRIにおいて、転換にかかる費用等が発生した場合、当ファンドの負担となります。

現状DRIに関しては発行体や保管機関等によって転換方法やタイミング、取り扱いが異なり、また今後ロシア政府の方針や各国の制裁等により、状況が変化することも想定されます。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に新興国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・ロシア株式への投資にあたっての留意点（2023年12月末現在）
ロシア株式への直接投資にあたっては、現地の法制度の制約により、証券の保管が再信託受託会社名義による混蔵保管となります。また、外国人保有株数制限やその他の要因により、当ファンドにおけるロシア株式への投資が制限を受けることがあります。
- ・マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

※ 基準日時点で、金融商品取引法第4条第1項に基づく届出は行われておりません。
また、2022年2月28日より、当ファンドのご購入・ご換金のお申込みの受付を停止しております。

お申込みメモ

- 信託期間／
繰上償還 信託設定日(2006年5月26日)から無期限
ただし、残存口数が50億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
- 決算日 原則として毎年5月18日及び11月18日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 収益分配 年2回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
- 購入・換金の受付 原則として、販売会社の営業日の午後3時までにご購入・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日には、受付を行いません。
- 購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
- 購入単位 販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- 換金単位 販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
- 換金代金支払日 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
- 課税関係 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
原則として、分配時の普通分配金並びに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA(ニーサ))の適用対象となります。
当ファンドは、NISAの対象ではありません。
※ 上記は2024年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。
(注) 法人の場合は税制が異なります。

ファンドの費用

項目	費用
<直接ご負担いただく費用>	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.85% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% を乗じて得た額
<ファンドで間接的にご負担いただく費用>	
運用管理費用(信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して年率 2.068% (税抜1.88%)
その他の費用・手数料	当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 0.10% を上限 とします。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。

※ 「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。

※ 投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他の関係法人

- 販売会社: 当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。
販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。
- 委託会社: ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用指図等を行います。
ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>
- 受託会社: 株式会社りそな銀行
信託財産の保管・管理等を行います。
- 投資顧問会社: DWSインベストメントGmbH (所在地:ドイツ フランクフルト)
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。

<ご留意事項>

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。

■ 当資料はドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。■ 当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段の注記の無い限り、費用・税金等を考慮しておりません。■ 当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。■ 投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、すべて投資信託をご購入のお客様に帰属します。■ 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。■ 投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。■ 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。■ ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

当ファンドの販売会社は以下の通りです。

(五十音順)

金融商品取引業者名	登録金融機関	登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金)第633号	○				委託金融商品取引業者： マネックス証券株式会社
株式会社 池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長 (登金)第6号	○		○		インターネット販売限定
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長 (金商)第370号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長 (金商)第15号	○	○	○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第61号	○	○	○	○	
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金)第653号	○	○		○	一般社団法人投資信託協会 に加入しています。
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第44号	○		○	○	
株式会社SBI新生銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金)第10号	○		○		委託金融商品取引業者： 株式会社SBI証券 マネックス証券株式会社
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第53号	○	○	○	○	一般社団法人日本暗号資産取 引業協会に加入しています。
Jトラストグローバル証券 株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第35号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長 (金商)第6号	○				*
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商)第140号	○	○	○	○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長 (金商)第75号	○				
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第138号	○	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第142号	○	○	○	○	*
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第148号	○				
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長 (登金)第624号	○		○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第165号	○	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第94号	○	○	○	○	*
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長 (登金)第649号	○	○	○		インターネット販売限定
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商)第195号	○	○	○	○	

※備考欄に*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。